

# 特 許 協 力 条 約

発信人：日本国特許庁（国際調査機関）

あて先 特許業務法人中部国際特許事務所 様 〒450-0003 日本国 愛知県名古屋市中村区名駅南1丁目24番30号 名古屋三井ビルディング本館 10階	<h2 style="margin: 0;">P C T</h2> <p style="margin: 5px 0;">国際調査機関の見解書</p> <p style="margin: 5px 0;">(法施行規則第40条の2) [P C T規則43の2.1]</p>	
出願人又は代理人の書類記号 19043W004	発送日 (日.月.年) <span style="float: right;">28.01.2020</span>	
国際出願番号 PCT/JP2019/044725	国際出願日 (日.月.年) 14.11.2019	優先日 (日.月.年) 29.11.2018
国際特許分類 (IPC) H04R 1/10(2006.01)i; H04R 1/28(2006.01)i; H04R 7/24(2006.01)i; H04R 17/00(2006.01)i FI: H04R1/28 310Z; H04R17/00; H04R1/10 104Z; H04R7/24		
出願人 (氏名又は名称) ヤマハ株式会社		

1. この見解書は次の内容を含む。

- 第I欄 見解の基礎
- 第II欄 優先権
- 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成
- 第IV欄 発明の単一性の欠如
- 第V欄 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明
- 第VI欄 ある種の引用文献
- 第VII欄 国際出願の欠陥
- 第VIII欄 国際出願についての意見

2. 今後の手続

国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。

この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。

さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

名称及びあて先 日本国特許庁(ISA/JP) 〒100-8915 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	見解書を作成した日 14.01.2020	権限のある職員（特許庁審査官） 篠田 享佑 5Z 5584 電話番号 03-3581-1101 内線 3591
--	-------------------------	---

## 第 I 欄

## 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願  
 出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文（PCT規則12.3(a)及び23.1(b)）

2.  この見解書は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した（PCT規則43の2.1(b)）。

3.  この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

a.  出願時における国際出願の一部を構成する配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式

紙形式又はイメージファイル形式

b.  国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表

c.  国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式（PCT規則13の3.1(a)）

紙形式又はイメージファイル形式（PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号）

4.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-14	有
	請求項		無
進歩性 (IS)	請求項	3-7, 9, 11, 14	有
	請求項	1, 2, 8, 10, 12, 13	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-14	有
	請求項		無

2. 文献及び説明:

文献1 : WO 2016/171250 A1 (日本電気株式会社) 27.10.2016(2016-10-27)

段落 [0027]、[0050] - [0067]、図10-18

文献2 : JP 2015-521007 A (シュアークイジツションホールディングスインコーポレイテッド) 23.07.2015(2015-07-23)

図7

& US 2013/0315431 A1

図7

& WO 2013/176840 A1

& EP 2853099 A1

& CN 104412615 A

& KR 10-2015-0021950 A

文献3 : KR 10-1539064 B1 (GOELBIO CO. LTD.) 23.07.2015(2015-07-23)

段落 [0041]、図5、6

請求項1、2に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-3から、進歩性を有しない。

文献1 (特に、段落 [0050] - [0067]、図10-18参照) には、イヤホンについて記載されており、イヤホンの筐体の内側に複数のスピーカを有すること、各スピーカが連通している音導部 (本願の「空間」に相当) が隔離壁 (本願の「隔壁」に相当) により隔離されていること、音導部がそれぞれ異なる出音部 (本願の「音波放射口」に相当) に連通していることが記載されている。

ここで、本願請求項1及び12を引用する請求項13を参酌すると、本願請求項1に係る発明は、複数の振動板それぞれの一方の面がそれぞれ異なる空間に向かう電気音響変換器を含むものであると認められる。

してみると、文献1に記載されたイヤホンは、複数のスピーカ、すなわち、スピーカ内部の振動板の一方の面が音導部を向いており、本願請求項1の振動板を有するものであると認められる。

したがって、本願請求項1に係る発明と文献1に記載された発明とを対比すると、本願請求項1に係る発明は、隔壁によって分割された複数の空間のうち、少なくとも1つの空間の容積が他の空間の容積と異なるものの、文献1にはそのような構成が記載されていない点で相違する。

しかしながら、文献1の段落 [0054] には、「各音導部の大きさ、経路は、所望の音響効果に応じて適宜設定することができる。」と記載されており、音響機器の分野において、より広い帯域の音声を出力できるようにするという周知の課題に対して、音が伝わる経路の径、長さ等を適切に設定し、音響空間の大きさを適切に設定するという技術は、文献2 (特に、図7)、文献3 (特に、段落 [0041]、図5、6参照) にも記載されているように周知の技術である。

したがって、文献1に記載された発明において、上記周知技術を適用して、各スピーカが連通している音導部の大きさを異ならせるようにすることは、当業者が容易に想到し得ることである。

請求項3に係る発明は、国際調査報告で引用されたいずれの文献にも開示されておらず、当業者にとって自明なものでもない。

文献1 (特に、段落 [0054] 参照) には、「第1音導部と第2音導部とは、隔離壁により物理的に隔離されている。」と記載されており、隔離壁に切り欠きを設けることについて開示も示唆もされていない。

請求項4-7、9に係る発明は、国際調査報告で引用されたいずれの文献にも開示されておらず、当業者にとって自明なものでもない。

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

特に、「隔壁の端部と振動板とを接続する弾性部材を備える」という構成については、いずれの文献にも記載も示唆もされていない。

請求項8、10に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-3から、進歩性を有しない。

文献1に記載されたイヤホンは、複数のスピーカを有しており、1つのスピーカの一方の面（本願の「第1領域」に相当）が第1音導部（本願の「第1空間」に相当）を向いており、他のスピーカの一方の面（本願の「第2領域」に相当）が第2音導部（本願の「第2空間」に相当）を向いていることも記載されている。

請求項11に係る発明は、国際調査報告で引用されたいずれの文献にも開示されておらず、当業者にとって自明なものでもない。

特に、「音の伝搬経路の少なくとも1つの途中に吸音材が設けられている」という構成については、いずれの文献にも記載も示唆もされていない。

請求項12、13に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-3から、進歩性を有しない。

文献1の段落[0027]には、「スピーカ部1, 3は、例えば、ダイナミック方式、バランスドアーマチュア方式、コンデンサ方式等、目的に応じた好適な方式を採用することができる。」と記載されており、当該記載に基づいて、文献1に記載された発明において、スピーカ部として圧電式のスピーカを採用することに格別の困難性は見いだせない。

請求項14に係る発明は、国際調査報告で引用されたいずれの文献にも開示されておらず、当業者にとって自明なものでもない。

特に、「第1の空間および第2の空間の容積比が可変である」という構成については、いずれの文献にも記載も示唆もされていない。